

(様式-1)

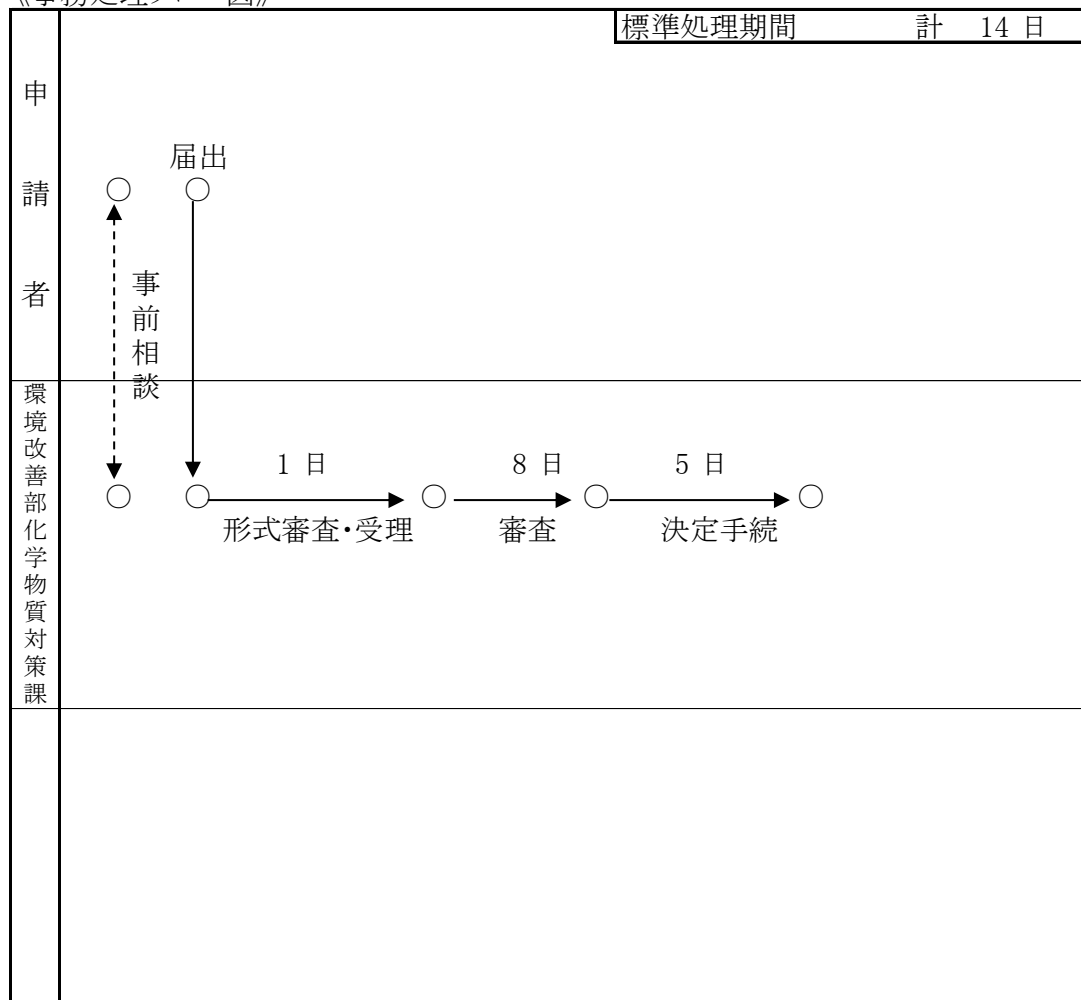
(令和2年6月25日更新)

事務処理フロー図

事務名 要措置区域等に搬入された土壌に係る届出

作成部署 多摩環境事務所環境改善課土壌汚染対策担当 電話042-523-3517

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	事前相談	届出にあたって事前にご相談に応じます。
2	形式審査・受理	届出書の記載漏れなどを審査した後、受理します。
3	審査	届出内容について、土壌汚染対策法施行規則第59条の2第2項第3号イに基づき審査します。
4	決定手続	届出内容を決定します。
備考		